

## 全国美術館会議の法人化について

全国美術館会議（以下、全美）の法人化に関しては、昭和50年代から断続的に議論が行われてきており、その間、総会及び理事会で何度か話題になりましたが、結論は出ないまま現在に至り、議論開始から約40年が経とうとしています。

基本金の準備や行政庁の許認可、設立後の指導監督に対応できる運営体制の整備等がネックになり、かつては困難であった法人化ですが、一連の公益法人制度改革により法人の在り方が見直され、平成18年に公布された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、法人法）に基づき、現在は一般社団・財団法人の設立は容易にできるようになっています。

このような状況を踏まえると、法人化について一定の結論を得るべき時期に来ていると考えられ、既に理事会においては、一般社団法人化を前提として具体的な検討を重ねてきました。そのため、本年5月に富山で開催される第67回総会では、今回お送りするこの資料等をもとにご説明し、一般社団法人化に向けての具体的な議論を行いたいと考えています。ついては、以下、法人化の方向性や法人化した場合のこれまでとの違い等についてまとめましたので、ご一読いただければと思います。

### 【法人化の方向性】

全美を法人化する際の選択肢としては、公益的な活動を行う非営利の団体であるという性格に鑑みれば、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人が想定されますが、全美は美術館、博物館施設を正会員（構成員）とする団体であるため、人や団体の集まりである社団、まずは第一段階として一般社団法人を設立することが望ましいと考えられます。以下に、それぞれの法人格の特徴を記載します。

#### ○ 一般社団法人

社団法人は、一定の目的を持った人や団体の集団で、権利・義務の主体となることのできる法律上の資格（法人格）を認められたもので、そのうち一般社団法人は、一定要件を満たすことで容易に設立が可能です。

法人法の下での機関運営が行われるため、任意団体に比べると、社会的信用は向上しますが、設立時における行政庁による許認可や監督がないため、公益社団法人ほどの信用はありません。

人や団体の集団であるため、社員によって構成される社員総会の設置が必須であり、法人の意思決定は、社員総会の決議によってなされることとなります。ただし、理事会を設置（理事会設置法人）する場合には、法人の意思決定の一部は理事会の決議によってなされることとなります。

## ○ 一般財団法人

一定の目的のために拠出された財産を持ち、その財産を基礎として設立される法人で、一般財団法人については、一定の要件を満たすことで容易に設立が可能です。一般社団法人と違い、財産を基礎とする法人のため、設立には300万円以上の財産の拠出が必要となり、その財産の運用益によって事業・運営を行います。

一般財団法人には、社員、社員総会という制度がなく、法人の最高議決機関であり、業務執行体制や業務運営のルールを決定し、適正な法人運営を監視する評議員会・評議員、法令及び定款に定められた職務を執行する理事会・理事、理事の職務執行を監査する監事が必置になります。会員等を置くことは可能ですが、一般社団法人の社員と違い、会員は法人の意思決定に関わる者ではありません。全美のような美術館施設を会員とし、その意思決定により運営を行ってきた団体の場合、会員の意思が法人運営に反映されないような組織とすることは望ましくないと考えられます。

## ○ 公益法人（公益社団法人・公益財団法人）

公益法人になるには、まず一般社団法人・一般財団法人を設立し、公益認定基準を満たした上で、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の認可を受けることが必要になります。このように公益法人は、行政庁の認可を必要とし、その監督も受けることになるため、一般社団・財団に比べ社会的信用は高いですが、法定書類の作成、運営の厳格化等に対応するため、大きく事務量が増大することになります。

なお、公益法人となることの一番のメリットは、団体への寄付者の税制優遇（個人の所得控除、法人の損金算入等）であり、一般法人設立後に公益認定を受けるかどうかは、これらメリット・デメリットを勘案した上で、判断することになります。

## 【法人化のメリット・デメリット（一般社団法人化を前提に）】

### 「メリット」

#### ○ 社会的信用の向上、法の下での運用による機関運営の適正化・透明化

一般社団法人化した場合、法人法に基づく機関運営を行うことになり、また、貸借対照表の公告が義務付けられていることから、機関運営の適正化・透明化が図られ、社会的信用が向上するものと考えられます。ただし、行政庁の許認可、監督を受けるものではないため、公益社団・財団法人に比すると、その信用度合いは低いと思われます。

#### ○ 法人としての権利能力の獲得（法人名での法律行為の可能化）・権利関係の明確化

全美は、現在任意団体であり、法律上、権利能力なき社団という扱いになり、権利能力がありません。そのため、各種契約や銀行口座の開設などについては、会長の個人名で行っていることになります。法人格を取得することにより、法人名での契約や口座開設が可能となります。

また、法人格を得ることによって、仮に訴訟などになった時に、全美という団体として当事者なることが容易になります。逆に言えば、任意団体の場合、団体として当事者になるには、法人に準ずるような組織（人格なき社団）であることの証明から始める

必要があり、場合によっては、団体ではなく会長など個人の責任が追及される可能性も否定できません。

#### ○ 国等の補助事業等への応募資格の具備

文化庁の行う補助事業や委託事業（以下、「補助事業」等という。）については、応募資格として、原則、法人格を有することを必須としています。

これは、平成 22～23 年の間に、過去に文化庁の補助事業等において不正に請け負った事案が多数判明し、平成 24 年にまとめられた「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」において、不正防止策として、原則、任意団体については法人格を有する団体へ移行するよう促すことが記載されたことによるものです。

なお、上記をきっかけとして、以前より文化庁より補助金等を受給していた芸術文化団体の多くは、法人化を行っています。

法人化により、今後、文化庁補助事業等に申請することも可能になります。

#### ○ 将来の公益社団法人への移行

公益的活動を行う団体として、より高い社会的信用が得られる公益社団法人になるためには、まず、一般社団法人を設立する必要があります。将来的に公益社団法人となることも視野に入れ、一般社団法人を設立し、一定の実績を積み、体制を整えていくことが望ましいと思われます。

#### ○ その他事項

現在、全美は国立西洋美術館に事務局を置いています。将来的には独立した事務局として運営していくことも想定されます。しかし、現在の事務局の脆弱な運営体制では、独立して運営していくことは難しく、独立のためには、予算面、人員面等がきちんと担保された組織として事務局を整備していく必要があります。上記のように、法人化を行うことは、事務局の整備につながるものであり、法人化を契機として将来の独立に向けた議論も進むものと考えられます。

### 「デメリット」

#### ○ 法人税の納税

東京都の法人税は、法人事業税と法人住民税とに分けられますが、法人事業税については、一般社団法人の非営利型法人については、収益事業のみ課税をされることとなるため、非課税になります。法人都民税については、法人税割と均等割分に分けられ、一般社団法人の非営利型法人については法人税割は非課税、均等割については支払う必要がありますが、年間 70,000 円程度です。

#### ○ 定期的に登記費用が発生

主たる所在地の住所、役員の氏名については、登記事項であるため、変更があった場合には、変更の登記を行う必要があります。それに係る経費が発生します。なお、変更の

登記にかかる費用は、約 10 万円程度です。

○ 法の下での運用による、機関運営の煩雑化

法人法に従った運用を行う必要があるため、例えば、総会の議決権の扱いや、理事、監事の理事会出席義務など、これまでに比べて厳格な運用を行う必要があります。

○ 構成員への利益分配は不可

法人化した場合、構成員（会員）に対して、剰余金や残余財産を分配することはできません。

【法人化した場合の社団化準備引当定期預金の扱い】

全美の貸借対照表（総会資料等を参照）をご覧くださいと、資産の部に固定資産の特定資産として、社団化準備引当定期預金 12,780,000 円が計上されています。これは、全美の社団法人化を想定して、旧公益法人制度化の法人設立の基礎となる基本金とすべく長年積み立てられてきたものです。しかし、公益法人制度改革を経て、現在は一般社団法人の設立に基本金は不要となっています。

そのため、全美を一般社団法人化する場合には、設立に係る諸経費にこの予算の一部を充て、残額については、通常の運営経費として費消されてしまわないよう、同じ固定資産である事業準備引当定期預金に繰り入れることが適切だと考えられます。将来、公益社団法人に移行する可能性も想定すると、それに向けて備えておくことにもつながります。

【法人化による総会運営等のこれまでとの大きな違い】

○ 議決権行使の厳格化

一般社団法人の総会の構成員たる社員は、全美の場合、正会員の美術館・博物館施設となりますが、この場合美術館、博物館において議決権を有するのは、通常、代表権を有する者つまりは館長であると考えられます。そのため、館長以外の者が総会に出席して議決に参加する場合には、委任状が必要になります。

また、現在、総会には、1 館から複数名の参加がありますが、議決権行使ができるのは、各館 1 票であることを厳格化する必要があります。

ただし、上記はあくまで議決権行使は各館 1 票であるということであり、1 館から複数名の方が参加することを妨げるものではありません。

○ 議決権の代理行使について

法人法第 50 条において、社員又は代理人は、事務局に代理権を証明する書面を提出することにより、議決権の代理行使ができることとされています。そのため、その旨を、新たに定款に定める必要があります。

○ 書面による議決権行使について

現在の総会では、書面による議決権行使は実施していませんが、一般社団法人化した場合には、理事会が総会の書面による議決権行使を認める（議決する）ことにより、会員は所定の書面を事務局に提出し、議決権を行使することができます。なお、書面行使による議決は、出席会員の議決数としてカウントすることになります。

○ 総会決議事項の削除

一般社団法人の場合、事業計画及び予算については、事業年度の開始前までに定める必要があり、現状のように年度開始以降に開催される、理事会・総会において、事業計画及び予算を承認するという扱いでは、上記に対応できません。

そのため、現状、事業計画及び予算については、理事会及び総会の承認事項となっていますが、理事会のみの承認事項とし、2月に行う理事会において、次年度の事業計画及び予算を承認する必要があります。

○ 理事会・総会の時期の変更

現在、理事会は年に2回2月頃と5月頃、総会は5月の理事会に合わせて年に1回開催していますが、一般社団法人化した場合には、2回の理事会の間を4か月以上空ける必要があります。2回の理事会のうち2月に行う理事会は、上記したように、次年度の事業計画及び予算を承認する必要があるため、今以上に前倒しすることは難しいため、5月の理事会の時期を1か月程度後ろにずらす必要があり、その場合同日に開催している総会も時期をずらす必要があります。

【その他補足事項】

ここまで、一般社団法人化した場合を前提として、そのメリット・デメリットや法人化前後での違いなどについて記載してきました。

法人化を行う目的は、全美の現在の規模や社会的役割を前提として、社会的に団体（法人）として活動するための権利能力を得るとともに、組織運営の適正性・透明性の確保、社会的信用の向上を図ることであり、文化庁をはじめとする関係機関との関係なども考慮し、一般社団法人化を行いたいと考えております。

しかし、根幹の部分、例えば全美の目的や活動内容、各会員の入会資格や加盟手続き等については、法人化により何ら変わるものではありません。また、上記したように、法人化により運営コストが微増しますが、それにより、会費の増額や新たな負担を各会員の方に求めることもありませんので、その点申し添えます。